

取り急ぎ行わなければならない防災・減災対策の主な概要

I 津波対策

1 課題

東日本大震災での津波は、従来の津波警戒区域をはるかに超えるものであり、多くの尊い命が失われ、地域生活などにも壊滅的な被害をもたらした。

その要因の一つとして、浸水区域のほとんどは高台等がない平坦地であったこと、津波予警報発表時の周知方法の一つである津波情報伝達システムの伝達エリア（従来の津波警戒区域）をはるかに超える浸水であったことが考えられる。

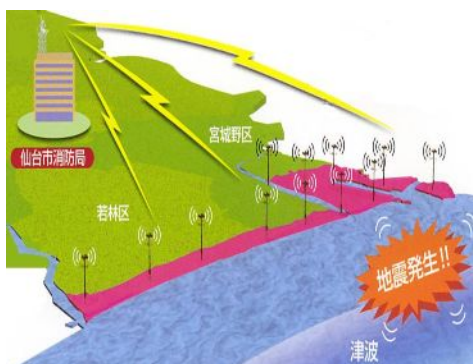
再度、同規模の津波が発生した場合でも、市民が安全に避難できる津波避難施設や避難道路の整備、津波情報を幅広く市民に周知するための津波情報伝達システム屋外拡声装置の増設など、多重の対策を講じ、命を守る体制を確立する必要がある。

2 取り組みの方向性

(1) 住民への情報伝達体制の整備、「津波からの避難の手引き」の見直し等

津波発生時に確実な避難行動に繋がるよう、津波情報伝達システムや緊急速報メール（例：エリアメール）などの様々な情報伝達手段を通じて、津波広報体制の多重化を図る。

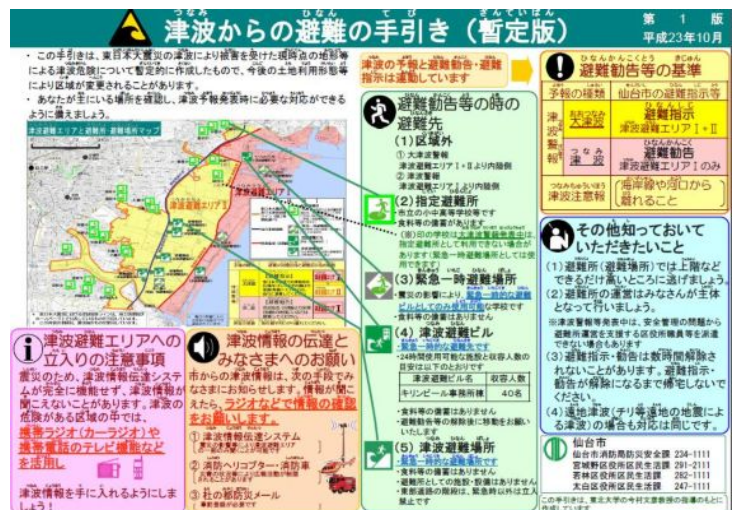
また、現時点での避難のあり方を提示した「津波からの避難の手引き」（暫定版）については、津波避難施設の整備に合わせて見直しを行う。



■屋外拡声装置



津波情報伝達システムの概念図と屋外拡声装置



津波からの避難の手引き（暫定版）のイメージ（参考資料3に添付、平成23年11月に全戸配布）

(2) 津波避難施設の整備

津波から安全に避難できる施設を整備するため、津波工学等の有識者による検討委員会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた津波避難施設の整備計画を策定し、避難タワー等の津波避難施設について計画的に整備を行う。



津波避難タワーの例（和歌山県田辺市）



津波避難施設（避難階段）の例

（仙台東部道路）

(3) 東部復興道路の整備

防災集団移転事業等と一体となって、既存集落の安全性の向上や集団移転先の確保、安全な経済活動等を可能とするため、拠点間を結ぶ主要な幹線道路である県道塩釜亘理線等の道路について、津波たい積土砂等を活用しながらかさ上げを行う。

(4) 津波避難道路の整備

主要施設や市街地を結ぶ地域の幹線道路について、津波が発生した際に住民や海岸施設利用者等の命を守るため、自動車等による避難に配慮した整備を行う。

Ⅱ 避難所運営対応

1 課題

- (1) この度の震災では、指定避難所以外の施設にも多くの市民が避難した。こうした状況の中で、マンパワーをはじめとしたさまざまな面での行政側の対応の限界に対し、地域コミュニティが中心となって、市民が互いに支え合い、助け合うなど、市民の力が発揮された。
- (2) 避難所の開設運営に係る指定動員職員などの研修や地域との顔合わせなどを行ってきたが、その内容等の周知不足と職員の意識不足からその対応に不十分なものがあつた。
- (3) 指定避難所に避難者が数多く集まり、全ての避難者を収容できなかった事態もあつたことから、市民センターをはじめとした市民利用施設等が避難所として活用された。また、本市をはじめ多くの被災地で、県立高校は避難者の受入れなどに一定の役割を果たした。
- (4) これまでの運営マニュアルは、本市職員向けに作成したもので、実際に運営に当たる、行政、地域団体及び施設管理者の役割が明確化されておらず、お互いの中で意識や情報が共有されていなかった。

2 取組みの方向性

(1) 避難所の開設・運営主体と支援

- ア 避難所の運営は行政や地域団体、施設管理者がそれぞれの役割を果たし、地域団体が中心となりながら連携・協力のもと、協働して運営を行っていくことが必要である。
- イ 災害発生時に速やかな避難、円滑な避難所開設と運営を行うためには、常日頃から災害時における上記3者の役割や行動などについて意識・情報を共有することが重要であり、そのための協議や訓練を進めていく。
- ウ 市として、地域との事前の協議や訓練等、また従事する市職員への防災教育の徹底について、これまで以上に取組む必要がある。

(2) 指定避難所の見直し

- ア 市民センターやコミュニティ・センターについては、地域における施設の配置状況や運営に要するマンパワー等を勘案しながら、地域との事前の調整を行った上で、必要に応じ「発災直後から避難することができる施設」として位置付ける。
- イ 県立高校等を避難所と位置付けることについては、指定避難所の配置や地域の人口、地域からの要望等を踏まえ引き続き調整する。

(3) 避難所運営マニュアル

- ア 行政、地域団体、施設管理者が共有する共通のマニュアルとする。
- イ 各避難所において共通する基本的事項を明示し、全市統一のものとする。
- ウ 新しいマニュアルを基に、地域の状況に応じ、地域との協議を踏まえた地域版マニュアルを作成する。
- エ 建物の安全確認の関係もあり、施設の鍵の管理は基本的には施設管理者とするべきであるが、地域との協議を踏まえ各地域版マニュアル中で整理を行う。
- オ 避難所を集約・閉鎖する時期は、電気等のライフラインが回復した時期とする。

避難所運営の流れ 一時系列チェックリスト

★ 下表の時間を目安に、避難所の状況に応じて各活動を実施します。(実施したら印)

⇒⇒ 時間経過(目安) ⇒⇒

避難所運営事前協議事項

○ POを参考に、避難所施設の活用方法や、それぞれの役割について事前に協議します。

地域の構成 () 責任者	
地域にある避難所施設	
地域住民を避難させる施設	
施設の鍵と安全確認	施設職員がいる時間
	施設職員がいない時間
その他の避難施設の使用法	

現在、調整している「避難所運営マニュアル」の素案のイメージ（チェックリストや事前協議事項等のメモを入れ、より実践的なものとして作成、参考資料4にマニュアル素案全体を提示）

Ⅲ 帰宅困難者対策

1 課題

- (1) 公共交通機関が途絶し、帰宅困難者が市中心部等に滞留し混乱が生じた。
- (2) 指定避難所に収容しきれず、市役所本庁舎や県庁舎など指定避難所以外の施設にも避難者が殺到した。
- (3) 帰宅困難者が災害・交通機関運行等の情報を取得することが困難だった。

2 取組みの方向性

(1) 一斉帰宅の抑制

発災後の人の滞留による混乱、交通渋滞や二次的災害の危険を回避するため、事業所等からの一斉帰宅を抑制する。

(2) 一時滞在場所の確保

帰宅が可能になるまで一時的に帰宅困難者を受け入れ、食料・情報等を提供する一時滞在場所を新たに確保するため、民間施設も含め幅広く視野に入れ検討を進める。

(3) 徒歩帰宅支援の推進

徒歩帰宅者が安全かつ円滑に帰宅することができるための支援を進める。

(4) 帰宅困難者等に対する情報提供

帰宅困難者が冷静な行動を取るために必要な被害状況や公共交通機関の復旧見通しなど情報の提供手段等の検討を進める。

3 具体的な対策について

(1) 一斉帰宅の抑制

ア 帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、災害発生直後には「緊急を要さない移動はひかえる」ことについての広報・啓発を市政だより、ホームページ、チラシ、マスメディア等の様々な媒体により進める。

イ 従業員等が事業所内に一定期間留まるために必要な食料・飲料水・毛布・簡易トイレ等の備蓄、事業所内の安全確保などの対策について、商工会議所、業界団体等を通じて事業所へ協力依頼を行う。

ウ 大規模集客施設等での利用者の保護のため、利用者の適切な待機、誘導について事業者との協議を進める。

(2) 一時滞在場所の確保

ア 交通結節点周辺の公共的施設や民間施設の管理者と当該施設の一時的滞在場所としての活用について協議を進め、一時滞在場所の確保に努める。

イ 一時滞在場所への円滑な誘導方法についての検討を進める。



一時滞在場所の例

(平成 24 年 8 月に協定締結を行なった、施設 (エスアールジータカミヤスポーツパークあすと長町) の概要、図の赤丸部分)

(3) 徒歩帰宅支援の推進

ア コンビニエンスストア等を活用するなどして、徒歩帰宅者に道路・災害情報やトイレ等を提供する「帰宅支援ステーション」の整備について検討を進める。

イ 災害時の徒歩帰宅に備えるため、帰宅ルートや沿道の様子、休憩場所、自分の脚力などを確認する徒歩帰宅訓練の実施について事業所等に呼びかけるなどの取り組みを進める。

(4) 帰宅困難者等に対する情報提供

ア 帰宅困難者等への情報提供手段の検討、一時滞在場所等での情報提供方法について検討を進める。

イ 災害用伝言ダイヤルなどの家族等との安否確認手段の広報・啓発を関係企業等と連携し進める。

IV 災害備蓄物資及び物資供給対策

1 課題

- (1) 市中心部などの指定避難所に帰宅困難者が殺到したことなどもあり、備蓄していた食料では不足した。
- (2) 避難所運営に必要な物資の備蓄が不十分で、情報収集や電源の確保などが困難だった。
- (3) 災害時要援護者等の配慮が必要な方への物資が不足していた。
- (4) 集配拠点の設置場所の選定や運営における指示系統の確立に時間を要するなどの支障が生じた。
- (5) 発災当初においては、避難所等への配送について効率的な物資の配送が困難な状況が散見された。
- (6) 避難所として必要な物資と配送される物資のミスマッチが生じた。

2 食料等備蓄について

(1) 取り組みの方向性

- ア 家庭内備蓄(1週間分)やマンション内備蓄・企業内備蓄の促進、自宅から食料等を持ち出せる場合には持参して避難することの啓発を行うなど、自助による取り組みを進める。
- イ 公的備蓄として、救援物資・広域応援物資の供給システムが構築されるまでの概ね48時間分(6食分)を備蓄する。
- ウ 新に帰宅困難者用食料等を備蓄するほか、災害時要援護者等に配慮した品目を備蓄する。
- エ 福祉避難所への食料等の備蓄を進める。
- オ 備蓄方法(分散備蓄数量等)について見直しを図る。

(2) 具体的な対策

ア 公的備蓄数量の考え方

東日本大震災の最大避難者数(約106,000人)及び災害対応職員の48時間分(6食分)の食料、飲料水を備蓄するほか、帰宅困難者用としての食料、飲料水を備蓄する。

イ 備蓄品目

主食として、アルファ米を中心とし、災害時要援護者等に配慮したレトルト食品(調理不要食)等を備蓄するほか、飲料水、粉ミルクなどの品目については、従来どおり備蓄する。また、帰宅困難者のうち徒歩帰宅者用として携帯が容易なビスケット等を備蓄する。



備蓄しているアルファ米のセット

ウ 備蓄方法

・分散備蓄

指定避難所（市立小中高等学校）、市民センター、コミュニティ・センターの備蓄数量の見直しを図る。また、帰宅困難者一時滞在場所等に施設の収容人数に応じて帰宅困難者用食料等を備蓄する。

・集中備蓄

区役所等に粉ミルク、町内会等の防災訓練にも使用可能な食料等を備蓄する。

3 避難所運営用備蓄物資等について

- (1) 東日本大震災の経験を踏まえ、先行的対応として指定避難所へ情報収集用テレビ、プライバシー確保のためのテント式プライベートルームを23年度に配備し、発電機・投光機を24年度に配備する。



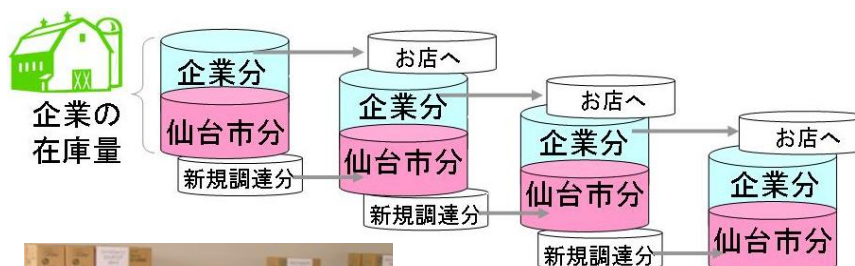
配備したプライベートルーム

- (2) 女性、高齢者、乳児等に配慮した物資の配備を継続して進める。
 (3) 指定避難所への組立式仮設トイレを、震災前と同様に5基となるよう年次計画により配備を進める。和式・洋式の割合は和式2基・洋式3基（震災前は和式4基・洋式1基であった）と変更する。

また、組立式仮設トイレやレンタルトイレが使用可能となるまでの応急用として、災害用携帯型簡易トイレを指定避難所へ300枚程度備蓄する。

4 流通在庫備蓄について

- (1) 子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふきについて、企業の流通ルートの中で保管し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式による備蓄を継続する。
 (2) 流通在庫備蓄の品目の拡大について検討を進める。



流通在庫備蓄の概念（上図）

と、震災前に保管していた物資の様子（左図）

5 物資関係協定等について

災害時に必要な物資を安定的に確保できるよう、新たな民間事業者との協定締結に向けた取り組みを進める。

6 物資集配拠点について

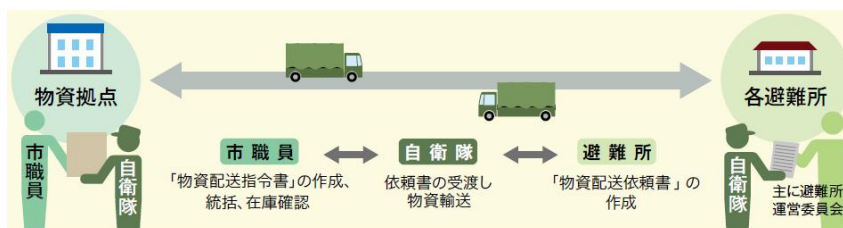
- (1) 災害発生時における救援物資の効率的な入庫・出庫・配送を行うためには、1～2箇所の集配拠点をあらかじめ指定しておく必要がある。
- (2) 集配拠点は仙台市が運営し、物資の受け入れ・在庫管理・配送の指示は市職員が行うものとするが、最小限の職員での運営を図るため、フォークリフト等の活用や仕分け業務など、民間の運送事業者への委託等を考慮した体制の整備を図る。



東日本大震災の際の物資集配拠点（宮城県消防学校）の様子

7 物資配送システムの構築について

- (1) 集配拠点に集約された救援物資については、災害発生後、概ね4～8時間以内を目途に、民間の運送事業者等を主体的に活用しながら、災害対策本部の指示に基づき、直接避難所等へ配送するシステムを構築する。



東日本大震災の際（平成23年3月16日以降）の物資配送システムのイメージ（参考）

- (2) 避難所等への配送にあたっては、民間の運送事業者等のノウハウを活用し、配送する車両の種類や配送先のグループ化、配送時間帯の調整など、効率的な運用体制を構築する。
- (3) 救援物資のミスマッチを極力最小限に抑えるため、あらかじめ想定される物資については、民間事業者との協定等を活用し、先行的に確保するとともに、本市ホームページにおける正確かつ迅速な情報発信を行うなど、必要な物資の情報提供を適切に実施する。
- (4) 避難所等におけるニーズの把握については、直接避難所の意向を収集し、集配拠点へ伝達するシステムを整備する。

V 災害時要援護者支援対策

1 要援護者の安否確認及び避難誘導等について

(1) 課題

東日本大震災では、以前から要援護者を把握し、支援体制を整えていた地域団体等においては、有効に支援が行われたと評価する声があった一方で、要援護者の把握が十分行われていなかった地域では、地震発生直後の対応が遅れたという意見もあり、地域団体等における要援護者の把握等が課題となっている。

(2) 取組みの方向性

要援護者の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に実施するため、地域等における要援護者の把握及びその情報の共有、支援体制の整備をさらに推進していく。

ア 「仙台市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく支援対象とする要援護者の把握、地域団体間での情報共有の仕組みや地域における要援護者の支援体制づくり

イ 地域に対する継続した働きかけと関係部局連携による相談支援体制の充実

仙台市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)【概要版】

1 基本的な考え方

●プランの目的
要援護者の避難を支援するためには、各地域において、日頃から高齢者や障害者など支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるかなど、具体的な支援方法を決めておくことが必要です。
また、要援護者の特性に即した十分な配慮も必要であり、日頃から要援護者の状況の把握に努めながら、災害発生時には、適切な方法で支援することができるよう、こうした取り組みを全体で実施していくことが求められます。
このプランは、要援護者の「自助」及び、地域（行政）の「自助」を基本とし、要援護者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることによって、自助の安心・安全体制を強化することを目的としています。

●避難支援体制（自助・共助・公助の役割分担）
災害時に、要援護者の安否確認や避難支援を行うためには要援護者自身による自助の考えである「自助」、地域住民や地域に属する関係の連携による「共助」が重要で、これら、「行政」・「行政」に加え、市や関係機関による「公助」が一層となり協働で避難支援体制を構築するため、それぞれの役割分担を明らかにしておく必要があります。

自らの備え（自助）
住宅の耐震化、家具の転倒防止、物資の備蓄、避難の方向などのための確保など

地域での取り組み（共助）
町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域福祉支援センター、ボランティア団体等が連携し、協働で推進

行政による支援（公助）
要援護者の避難支援体制を確立するため、地域における自助の取り組みが円滑に進むよう支援

2 災害時要援護者の定義

●災害時要援護者の定義・避難支援の対象となる基本的な考え方
災害時要援護者とは、災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする方々をいいます。

平時時から介護や行動の補助など何らかの支援が必要な方

高齢者	障害者 (身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある方など)
妊産婦	乳幼児・児童
外国人	

災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる可能性のある方

要援護者の生活状況や地理的条件等を把握し、支援の優先度が低い。要援護者を中心とした避難支援体制づくりを進めます。この場合、高齢や障害等により自ら意思表示ができない方、判断が難しい方についても、考慮して認めることが必要です。
妊産婦、乳幼児・児童や外国人の方など、状況により配慮を要する方については、支援者の確保など、地域における支援体制の整備状況に応じた対応を求められます。

●避難支援の対象者

在宅の方

災害情報の入手が困難な方（※1）
自力や家族の支援だけでは避難することができない方

①障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
②65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、またはご家族の活動などが、日中（夜間）の長い時間だけひとり暮らしの状態になる方
③上記①～③に準じる方や、病災等により、地域による支援を必要としている方（※2）

（※1 視覚や聴覚の障害等により、情報の入手が難しい方を指します。）
（※2 認知や、自立支援設備の移行を受けている方なども含まれます。）

地域による支援を希望する方

3 要援護者情報の把握と情報管理

●要援護者の把握
要援護者の安否の確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行うためには、要援護者によって最も身近な地域のつながり、要援護者の居住地や生活状況等の情報を事前に把握しておくことが大切です。
要援護者の情報の把握に関しては、要援護者自身の確認と同意を前提に把握し、取り扱いは厳格に行います。
町内会等の地域団体や、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等の関係者が、日頃の活動等を通じて、支援が必要な人へ働きかけを行うなど、効果的な手法を組み合わせて把握することにより把握します。

町内会等や福祉関係の地域団体が把握している情報

+

日頃の活動等を通じて得られた情報

+

登録制度による把握

効果的な手法を組み合わせて把握

① 登録制度による把握
前ページ「避難支援の対象者」に該当する方で、地域における避難支援を希望する場合は、市（区）に申し込むを行い、市（区）は、これらの情報を地域に情報提供します。

② 町内会等や福祉関係の地域団体による把握
役員等を用いたアンケートの実施等により、町内会等や福祉関係の地域団体が、日頃の活動等を通じて、地域において支援が必要な人の情報を把握する方法です。
地域の特性や支援体制の実情に即した避難支援の対象者の把握を行う場合に有効です。

●情報の管理について
要援護者が、安心して支援を申し出るためには、個人情報流出防止の取り組みが、情報の管理が重要です。
地域においては、個人情報の取り扱いに関するルールを定め、個人情報の保護に十分配慮しながら、要援護者の情報を適切に管理します。
また、市は、地域団体向けに個人情報の取り扱いに関するリーフレット等を配布するとともに、情報管理体制の確立や、必要に応じてアドバイスを行うなど、個人情報の保護が十分に図られるよう、その周知と働きかけを行います。

4 地域における避難支援体制の整備・推進

災害が発生し、またはおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ的確に実施するためには、あらかじめ、避難支援体制を整備することと、要援護者一人ひとりに対して、誰が支援し、どこに避難させるなどの支援の方法を定めておくことが重要です。

避難支援体制の整備

支援者の確保

連絡関係の構築

避難支援に有効な情報の把握

【記載内容例】

- ・家族の緊急連絡先
- ・支援者の氏名、連絡先
- ・避難する際の連絡
- ・かかりつけの医療機関
- ・居住歴
- ・日頃服用しているお薬の名称、用量
- ・避難の際に配慮してほしいこと
- ・・・など

5 避難誘導の方法

安否確認 要援護者や隣近所への声かけ

救護活動・救出活動 負傷者への応急手当、安全な場所への搬送

避難誘導 地域の安全な場所や避難所への避難誘導

要援護者への情報伝達 必要な情報の伝達

救援の要請等 支援が困難、危険な場合

＊避難支援プランの詳細は、冊子「仙台市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」をご覧ください。

「仙台市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）【概要版】」
発行年月 平成24年4月
発行部数 発行部数
事務局 仙台市健康局防災安全課（022-234-1111）
仙台市健康福祉局危機管理課（022-214-8184）

災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の概要版（参考資料5の中に添付しています）

2 在宅要援護者への支援について

(1) 課題

高齢の方や障害のある方で、指定避難所に行くこと、また指定避難所で生活を送ることが困難であった方がライフラインや物流の途絶により、食料をはじめとした生活物資の入手が困難な状況が続き、厳しい在宅生活を強いられたことから、こうした方々への支援のあり方が課題となっている。

(2) 取組みの方向性

昨年の震災のようにライフラインや物流の途絶が長期化するような場合、自宅から避難することができない要援護者等については、在宅要援護者として必要な支援を行う必要があり、地域団体等、支援する側のマンパワーを考慮し、支援の対象者を明確にしておく必要がある。

また、支援の内容や支援体制等については、地域の実情に応じて整理する必要がある。

ア 対象者

次のうち、自宅から避難することができない方とする。

(ア) 災害時要援護者

災害時要援護者避難情報登録制度による登録者を含む、地域等で把握している要援護者

(イ) 被災したことにより手助けが必要な方

妊産婦、乳幼児を持つ親など

イ 支援内容

(ア) 定期的な安否確認や災害情報の提供

(イ) 食料や生活関連物資の購入ができない状況が長期化する場合などにおいて、必要により食料等の物資の供給

ウ 支援体制

(ア) 地域団体等を中心に、地域の学生や生徒などからの協力も視野に入れた体制づくり

(イ) 物資の供給を行う場合における、一定地域ごとの物資供給拠点の確保

VI 啓発・教育

1 課題

これまで、本市では市民の防災意識を高めるために、防災訓練や市政出前講座、地震防災アドバイザーによる広報、防災イベントの開催、ホームページの活用など様々な機会を捉えて啓発を図るとともに、市職員に対しては、区役所職員や指定動員職員に避難所開設運営の研修などを行ってきた。

この結果、家庭における備蓄や家具の固定の取組みが進むなど、防災対策に一定の効果がみられたが、このたびの震災においては、被害があまりにも甚大だったことなどから、改めて市民に対する自助・共助の啓発のあり方や公助としての市職員への教育のあり方が課題となった。

2 対象及び取組みの方向性

震災における課題を踏まえ、自助・共助の取組みとして、災害による家庭や地域の被害を少なくして、避難者発生抑制や避難所運営の円滑化などを図るとともに、公助の取組みとして、市職員が、責任と自覚を持って主体的に判断し、状況に応じて行動することが出来るように、防災の啓発・教育・実践的な訓練等について取組みを進めていく。

(1) 自助を促進するための啓発

ア 市民

- (ア) 家庭の被害を最小限に押さえ、食料等物資の途絶にある程度対応できるよう、防災訓練への参加の促進や「わが家と地域の防災チェック表」の普及促進を図る。
- (イ) 防災に関心を持ってもらうための啓発イベントや、防災知識を充実してもらうための防災セミナーを開催する。
- (ウ) 市民センター事業と連携することにより、地域に対して防災啓発事業の展開を図る。



・地震体験車「ぐらら」を用いた啓発イベントの例（上図）
 ・わが家と地域の防災チェック表（左図）

イ 学校

- (ア) 防災意識の定着を図るために、学校教育において子供の頃からの継続的な防災教育並びに実践的な災害対応力を向上させるための多様な訓練の実施を進める。
- (イ) 児童生徒が自分自身で身の回りの防災対策を行うことが出来るように、防災チェック表を作成する。

(2) 共助を促進するための啓発

ア 地域の様々な団体・組織等（自主防災組織、町内会など）

- (ア) 平時における防災訓練の実施や災害時の避難誘導、救助・救護の実施など地域における自主防災力の向上を図るために、訓練実施のアドバイス・研修・人材育成等を図る。
- (イ) 各自主防災組織が協力して大きな力を発揮することが出来るように、自主防災組織の連合化や学校・社会福祉協議会等地域組織との連携を図る。

イ 企業

- (ア) 企業内備蓄の促進や大規模災害発生時に従業員を直ちに帰宅させないこと等の啓発など、企業に帰宅困難者の発生を抑制してもらうための取組みを進める。
- (イ) 大規模災害時に市民・利用客等の避難者を一時的に受け入れてもらうことや、地域に対し可能な範囲で手伝い等を行っていただくための啓発など、企業に地域貢献をしてもらえる取組みを進める。
- (ウ) 企業において自主的に防災対策を進めることが出来るように、防災チェック表を作成する。

(3) 公助を強化するための教育

- (ア) 避難所の開設・運営が円滑に行われるように、平時において地域との話し合いの場を設定するなど、行政（職員）・地域団体・施設管理者の顔の見える関係の構築を図る。
- (イ) 災害発生時に職員が責任と自覚を持って行動できるように、防災研修・避難所運営研修・災害対応シミュレーション研修などの研修体系の整備を図る。
- (ウ) このたびの地域防災計画の修正を踏まえて、検証と職員の研修を目的として、地域防災計画の実証訓練を行う。
- (エ) 将来に渡って、組織としての災害対応能力を維持するため、職員の継続的な人材の育成と災害対応のノウハウの確実な継承を行う。